## 公的年金給付等受給状況届

(あて先)松戸市長

年金の受給状況等を公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含む。) にて確認すること及び今後物価スライド等による児童扶養手当額の改定を 職権に基づき行われることに同意したうえで下記のとおり届け出ます。

※太枠内をご記入ください

届出をする手続き												
☑児童扶養	手当公	的年金	給付	等								
受給状況	I											
届出日	西暦 令和		年	月	日							
届出	出者氏名(	受給者氏	;名)						証書	番号		
住 所												
公的年金給付等 受給事由発生	発生	ŧΘ	令和・西	西暦	年	Ē	月	日				
	イ 児童が父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるようになった。											
	ロ 児童が父又は母に支給される公的年金給付の額の加算の対象になった。											
	ハ 児童が父又は母の死亡について遺族補償等を受けることができるようになった。											
	ニ 受給者が公的年金給付を受けることができるようになった。											
	木 受給者	が遺族補償	等を受け	けることが	「できる	ようにな	いた。					
	消滅	或日	令和・西	西暦	年		月	Ħ				
	イ 児童が父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができなくなった。											
公的年金給付等	ロ 児童が父又は母に支給される公的年金給付の額の加算の対象でなくなった。											
受給事由消滅	ハ 児童が父又は母の死亡について遺族補償等を受けることができなくなった。 または、受けることができるようになってから6年を経過した。											
	二 受給者が公的年金給付を受けることができなくなった。											
		が遺族補償 受けること					-	<b>)</b>				
公的年金給付等 受給額変更	変更	更日	令和・固	50暦	年	1	月	日				
	イ 児童が	受けることだ	バできるゞ	と又は母	の死亡	につい	て支給さ	れる公的	年金給付の	)額が変更	<b>三になった。</b>	
	ロ 児童が対象となっている父又は母に支給される公的年金給付の額の加算額が変更になった。											
	ハ 児童が受けることができる父又は母の死亡について遺族補償等の額が変更になった。											
	二 受給者	二 受給者が受けることができる公的年金給付の額が変更になった。										
	ホ 受給者	が受けるこ	とができる	る遺族補	償等の	額が変	更になっ	)t=。				

受付確認印

## 子育て支援課確認欄(市記入欄)

添付書類						確認事項							
ロ 年金証書コピー				□ 過誤払い等が発生していないか									
□ その他(					)		情報連携						
受付日	令和	年	月	日		審査日		ŕ	介和	年	月	日	